

鎌倉時代語研究の方法

小林芳規

目次

- 一、はじめに
- 二、漢文訓読文の資料について
- 三、平仮名文の資料について
- 四、片仮名文の資料について
- 五、終りに

一、はじめに

「欠如感」——何か欠けているという自覚は、それを充たすための行為を引き起す。国語史の研究が、体系を志向する方向においては、時代別の記述という方法で始まった⁽¹⁾、その線上で見た場合、「鎌倉時代語」の研究は、現在において、欠如感を強く抱かしめるものである。

その、鎌倉時代語の研究を、体系を志向しつつ、大局的な見地から進め、その全体像を解明するためには、今後、どのような方法をとったら良いのであろうか。

鎌倉時代における、或る一つの言語事象を取り上げて徹底的に究明することも必要であろう。又、或る一文献の言語

を全体にわたって精密に分析し、記述することも必須である。更に、そのような文献の二つ三つを相互に比較し、異同を厳密に叙述することも肝要である。これらは、基礎作業として欠くことの出来ない重要な方法である。しかし、事象を幾ら並べても、文献の数を唯増やしても、それが体系への志向を欠いた機械的なものであるならば、それだけでは、鎌倉時代語の全体像の究明に迫ることは出来ない。

回顧すれば、一事象について考察する方法は、諸氏により行われていて、それぞれの成果が上がっている⁽²⁾。しかし、その一つ一つを鎌倉時代語の体系の中に明確な位置を与えて行くことは、これからの課題である。

一文獻の言語を全体にわたって精細に分析し、記述することは、文法について、夙に、山田孝雄博士が『平家物語の語法』で行われている。私もこの時代を代表すると考えられる幾種かの文獻について、総索引を作成し、それに基づいてその文獻の言語を記述する意図のもとに、若干の作業を進めて来た⁽³⁾。

しかし、鎌倉時代語の文獻は多種多様であり、且つ多量でもあるので、これらの文獻を広く見渡した、広い視野を以て考察するのではなければ、鎌倉時代語の全体像を把握したことにはならない。

私は、鎌倉時代語の研究という、国語史研究上、他の時代語研究に比べて最も後れている、この時代語の全体像を出るだけ解明したいという願望のもとに、その後、昭和五十一年には、「鎌倉時代語研究会」を有志と共に発足させ、毎夏研究会を開催することに併せて、機関誌『鎌倉時代語研究』を年一回発行して、それも既に十四輯を重ねて来た。

小考は、それらを踏まえて、鎌倉時代語の研究について私の考えている方法を提示して、概念図を描いてみようとする。これによつて、今後の方向をも見定めたいと思うのである。

既に、別稿に述べたように⁽⁴⁾、鎌倉時代語を研究するに当つては、「鎌倉時代語」とは如何なる言語か、という「鎌倉時代語」の内実を先ずはつきりさせておかねばならない。その内実には、二つが考えられる。一つは、広義の鎌倉時代語であり、もう一つは狭義の鎌倉時代語である。この二つを区別することが、鎌倉時代語を研究する方法上、必要である。

と思われ。

広義の鎌倉時代語というのは、政治史の上で、鎌倉時代と呼ばれる時代⁽⁵⁾の中で使われた——読み、書き、話し、聞くに用いられた——言語の総てを指すことになる。但、国語史の研究資料としては、文字として文献に書き止められ、今日に伝わったものが対象とならざるを得ないので、実際には、この時代に作成された言語作品に見られる言語の総和を、鎌倉時代語とすることになる。従つて、鎌倉時代に新たに撰述された言語作品は無論、平安時代の訓点本を書写し移点した本も、又、平安時代以前の文学作品の転写本も、鎌倉時代に言語行為として生産されたものは、総て含まれることになる。しかし、声明や講式を音声だけで今日に伝承したものは、伝承の間に後世の要素が混入した恐れもあるので姑く除くことになる。

これに対して、狭義の鎌倉時代語というのは、鎌倉時代に新たに生成したり変質したりした言語であり、実際にはそれが文献に現れたものである。即ち、鎌倉時代の時代語として、特徴的な言語ということになる。厳密には、この時代だけに使われた言語とすべきであるが、使用下限について室町時代以降は完全に滅び全く使わなくなったということを実証することは極めて困難であるので、下限については不問とする。又、上限についても、新たな生成や変質は、言語の性格上、政治史の時代区分とは必ずしも一致せず、直前の前代の或る時期から始まっていることも考えられるので、「狭義の鎌倉時代語」には、前接の院政期のものも含め、所謂、中世語の範囲に括弧して扱ふことにする。

従来は、この「広義の鎌倉時代語」と「狭義の鎌倉時代語」との区別が、必ずしも明確にはされていなかった。尤も、鎌倉時代語の本質に係る考察自体が未だ多くはないので止むを得ないことであつた。管見の及ぶ所では、築島裕博士の論文「鎌倉時代の言語体系について」⁽⁶⁾と、岡田希雄氏の「名語記所見の鎌倉時代語」⁽⁷⁾とが、「鎌倉時代語」の本質に係りのある論考である。共に「広義の鎌倉時代語」と「狭義の鎌倉時代語」との区別を意識されたものではないが、区別する立場から眺めると、築島裕博士の論文は、「広義の鎌倉時代語」を考えていると見られる。ここでは、広く鎌倉時代の

文献を取り上げて、分類し研究資料として列挙して、言語事象のものには深く立ち入っていないので、「狭義の鎌倉時代語」との関係が明らかではないが、広義の扱いを見てとることが出来る。これに対して、岡田氏は既に「鎌倉時代語」の用語を使われているものの、定義がないのでその指す内容は詳かではないが、名語記の中から取り出して扱われている語句から見ると、「狭義の鎌倉時代語」を考えていたようである。右の二論文に付け加えるなら、私の『中世片仮名文の国語史的研究』の拙論も⁽⁸⁾、狭義の立場に属するものであって、鎌倉時代とその前接の時代に、新たに生成したり変質したりした言語事象を諸文献から拾い出して、組織的に述べたものであった。狭義の立場に属するものの、岡田氏は名語記の中の言語事象に限られ、私は片仮名文を資料としたものであるが、共に、鎌倉時代語全体への位置づけという視野が欠けているものであった。

「広義の鎌倉時代語」の研究には、それなりの方法がある筈である。又、「狭義の鎌倉時代語」の研究にも、独自の方法がある筈である。従って、鎌倉時代語の研究方法には、この二つの立場を区別し、自覚することによって、それぞれの方法を工夫しなければならないと考えられる。しかし、いずれの立場を取るにせよ、望ましいのは、他の立場を常に視野に入れることである。むしろ、「広義」と「狭義」との両者を取り込んで、両者の関係を考えつつ、「広義」の視野に立つて、「狭義」の鎌倉時代語を分析し、記述して、鎌倉時代語全体の中に位置づけて行くことが、真の鎌倉時代語研究にとっては、大切な方法であると考えるのである。

この方法で鎌倉時代語の研究を進めることを提示しようとする小考では、多種多様にして、且つ多量な当代の文献の総てにわたって、一つ一つを精密に分析し記述して示すことは出来ず、その用意も未だ出来ていない。今はその必要もないと思う。各類各種の文献の中から代表的なものを取り上げて、それに基づいて考えてみるという手立てに拠ることにする。

鎌倉時代の文献を類別するには、大きくは、その文献を表記するのに使われている文字の異なりに注目するのが、有

効と考えられる。

鎌倉時代には、漢字と平仮名と片仮名とが、日本語文を書き表す文字として、それぞれが社会性を持ち、独自の文章様式を創り、歴史を担って使われている。即ち、漢字を専らとする「漢文」(この中には、漢籍や漢訳仏典とそれに準ずる正格漢文があり、又、それに対し日本語文に引かれた和化漢文もある)、平仮名を主とする「平仮名文」、片仮名を用いた「片仮名文」(この中には、片仮名を宣命書にした「片仮名交り文」と、片仮名に漢字を交えた「漢字交り片仮名文」と、純粹に片仮名だけで書いた「純片仮名文」とがある)の、三種類に大別される。この三種類は、それぞれに、独自の歴史を担いつつ、表現上の型を創って来ているので、単に表記面の文字の異なりだけに止まらず、語彙や文法・文体などにもそれぞれに特有の要素が備わり含まれていて、類別の目安とすることに意味が認められる。但、微視的に見れば、漢文の訓下し文を平仮名で書いた「仮名書経典」や、逆に、仮名文を漢字文に直した「真名本」などもあるが、これらは、先ず三種類の文章様式が出来ていて、それに基づいて交渉し合った結果として生まれたものであるから、基本としては、「漢文」と「平仮名文」と「片仮名文」との三種類に大別して、先ずは考えるところでも、大過ないと考えられる。

以下には、この三種類のそれぞれについて、代表的な文献を取り上げて、具体的に考えてみることにする。

二、漢文訓読文の資料について

漢文は、この鎌倉時代にも、前代までのものを承ける形で、多種多量の言語作品が生産された。量的には、鎌倉時代の文献の最も多い部分を占めていると見られる。その内容は、平安時代以前に作成された文章を転写したものや、その伝統を承けつつ新たに作成されたものがあり、後者では、土御門天皇改元建永詔(建永元年、一二〇六)のような「詔勅」、為藤原家実上四条天皇辞准三后表(嘉禎四年、一二三八)のような「上奏文」、武内宿祢伝(藤原頼實)のような「伝記」、春秋曆(藤原親経撰)のような「史書」、清水寺鐘銘并序(建長三年、一二五一、菅原為長)のような「銘文」、新古今和歌

集序(元久二年、一二〇五、藤原親経)や蒙求和歌序(元久元年、一二〇四、源光行)のような「歌集の序跋」があり、一方、僧侶の手に成る、「表白」「願文」「祭文」「講式」などもある。これらの多くは、訓点が施されていないので、当時の日本語として如何に読まれたのかを厳密に復元することは、現段階では出来ないもので、表記・文字の資料としてならともかく、文法や語彙や音韻までも扱うには、姑く除かざるを得ない。

漢文を、国語史の資料として多角的に扱うのに堪えるためには、訓点の施されている、訓点資料が有効である。ここでは、鎌倉時代の代表的な訓点本であり、鎌倉時代語研究の方法を考えるのに、典型的な資料として、漢籍の「春秋経傳集解」の金沢文庫本を取り上げることにする。

金沢文庫本の春秋経傳集解は、鎌倉時代中期の建長二年(一二五〇)に、博士家の明経道の一つである清原家の教隆が、書写し加点了したものである。このことはその奥書から知られる。全三十巻が、現在、宮内庁書陵部に保管されている。

その中から、巻第十の宣公上の一部(傳二年の「晋靈公」を翻字して示す(原本のラコト点は平仮名で示し、仮名を片仮名で示し、私の補註は片仮名を括弧に包んで区別した。))内は割注)

●晋靈公・不君「失^{ナリ}君道^ヲ」也^{ナリ}以^テ明^ク於^レ例^ニ應^ジ稱^ス國^ノ人^ヲ以^テ殺^ス也^{ナリ}厚^シ斂^シ以^テ雕^ク墻^ハ也^{ナリ}從^ヒ臺^ニ

上^ニ彈^ル人^ヲ而^{シテ}觀^ル其^ノ避^ク丸^ヲ也^{ナリ}宰^ト夫^ノ臙^ニ而^{シテ}煮^ス也^{ナリ}熊^ノ蹠^ニ不^シ熟^ク斂^シ之^ヲ也^{ナリ}實^ニ諸^ノ畜^ヲ使^テ婦^人一^ヲ載^ス以^テ過^ス

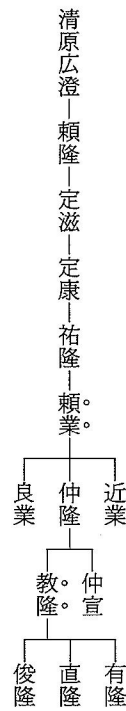
朝^ニ「畜^ニ以^テ草^ヲ索^シ爲^ス」之^ヲ「屬^ス也^{ナリ}」趙^ノ盾^ノ士^ノ季^ノ見^ル其^ノ手^ヲ問^フ其^ノ故^ヲ而^{シテ}患^フ之^ヲ也^{ナリ}將^シ諫^ス士^ノ季^曰諫^シ而^{シテ}不^シ入^ル也^{ナリ}

則^シ莫^ク「之^ヲ」繼^グ也^{ナリ}會^ニ請^フ先^ニ不^シ入^ル也^{ナリ}則^シ子^ノ繼^グ之^ヲ也^{ナリ}三^ニ去^リ進^ム及^リ溜^ル也^{ナリ}而^{シテ}後^ニ視^ル之^ヲ也^{ナリ}士^ノ季^{隨^ヒ會^ニ也^{ナリ}三^ニ進^ム}

三^ニ伏^ス也^{ナリ}公^{不^レ省^ス}而^{シテ}又^シ前^ニ也^{ナリ}公^ノ知^ル欲^ク諫^ス也^{ナリ}故^ニ詳^ク不^シ視^ル之^ヲ也^{ナリ}曰^ク吾^ノ知^ル所^ヲ過^ス也^{ナリ}矣^{ナリ}將^シ改^ム之^ヲ也^{ナリ}稽

徒^ノ丹^反 索^ニ各^反 九^呂反 又^作孟 熊^ノ蹠^ニ而^{シテ}煮^ス 扶^元反 力^檢反 以^テ雕^ク墻^ハ 一^ハシラ^ニ 實^ニ 諸^ノ畜^ヲ 載^ス 戰^年 以^テ過^ス 一^ハ本^作首 力^救屋^留也

とある。この「庭訓を受け了ぬ」とあることによると、頼業もその父から受けたものであり、その訓読は、代々清原家に伝わって来ていたものと見られる。他の経書の訓読から推定するに、それは、恐らく教隆からは七代溯った、清原家の祖である清原広澄（承平四年、九三四—寛弘六年、一〇〇九）の訓読に出るものと考えられる¹²。広澄は、一条天皇の長保四年（一〇〇二）に明経博士となり、清原の姓を賜り、清原の明経家学を樹立した人物である。清原家の略系図は次のようである。



頼業の加点した春秋経傳集解は、東洋文庫本の巻第十の一巻しか現在に残っていないので、三十巻の他の巻についての訓読の実情は分らないが、巻第十における状況は、三十巻の全巻についても同様であったと考えられる。

さすれば、鎌倉中期に教隆が書写し加点した、金沢文庫本の春秋経傳集解は、鎌倉時代に生産された文献ではあるものの、その用語は、平安時代の訓読の言語であり、これを忠実に伝えたものであることになる。表記面だけに鎌倉時代の要素が現れているということになる。

論語や白氏文集などの他の漢籍についても、博士家の所管の訓読は、——現存する漢籍の訓点本は総て博士家の所管に係る——春秋経傳集解と同じ状況にある。漢籍の訓読は、菅原家や藤原家の紀伝道、清原家や中原家の明経道の各博士家ごとに、平安時代（恐らく十世紀末から十一世紀初頃）に固定し、その訓読の言語が鎌倉時代にも伝えられた。このことは、拙著『平安鎌倉時代の漢籍訓読の国語史的研究』で論証した所である。

仏書の訓読については、未だその全容の解明が出来ていないが、妙法蓮華経など幾つかについて調べた所では、固定と伝承という点では、基本的には漢籍の場合と同様に考えて良さそうである。

即ち、鎌倉時代の漢文訓読文は、その用語が基本的には、平安時代の言語に拠っているということになる。

それでは、鎌倉時代の漢文訓読文の言語は、前時代の語を機械的に踏襲しただけであつて、「狭義の鎌倉時代語」、即ち、新しく生成したり変質したりした要素が全く無いのかというに、決して、そうではないのである。

再び、春秋経傳集解に戻つて、鎌倉時代の別の訓点本に目を転ずる。清原教隆が、鎌倉時代中期の建長六年(二二五四)に新たに加點した春秋経傳集解の訓点本がある。書陵部蔵の群書治要四十七卷の中に収められている。群書治要は、唐の魏徵らが、政治の要道に関する文章を六十八種の漢籍の中から抜萃して五十巻に纏めたもので、春秋経傳集解は、その巻第四、巻第五、巻第六の三巻に収められている。但し、書陵部蔵本は、巻第四・巻第十三・巻第二十の三巻を闕いている。この書陵部蔵本の、春秋経傳集解を含む「経」部の十巻を教隆が自らの愚案によつて加點している。それは、北条実時の教命によるものである。教隆は、清原家累代の家説として伝えられた訓読に基づきながら取捨し、自らの案(「愚点」)を加えて訓読文を作り、これを実時に教授している。そのことが奥書から知られる。以下に巻第一(周易)と巻第五(春秋左氏傳中)の奥書を掲げる。(句点は私に補う。「」は行末を示す)

(巻第一、奥書)

建長七年八月十四日蒙洒掃少尹／尊教命加愚点了、此書非潔／齋之時有披閱之恐、仍先雖点／末卷、暫致遲怠、是向本書／事、有其煩之故耳／前參河守清原(花押・教隆)

同年九月三日即奉授洒掃少／尹尊閣了、抑周易者、當世頗／其説欲絶、爰教隆粗憤卦／爻之大駭、不墮訓説之相傳／雖為窮鳥之質、争無稱／雄之思哉

前參河守清原(花押・教隆)

(読符六本あり)

(巻第五、奥書)

ていないこと、及び本文の字句の校異において、頼業の加点本で摺本として傍記した字句を本文に採用していることが分る。訓読法の上でも、次のような相違が認められる。

1、頼業点の和訓を群書治要は字音に讀む。

不^{オトイロヒ}熟^ヒ (頼業点74行) —— 不^ヒ熟^ヒ (群書治要卷第五8行)

苜^ハ (頼業点75行) —— 苜^{キヨ} (群書治要卷第五9行)

2、和訓を一般的な和訓に変更し、又頼業点で二種ある訓説のうち一種(一般的な和訓や字音読)だけを採る。

躡^{タナウラ} (頼業点74行) —— 躡^{タナウラ} (群書治要卷第五8行)

牆^{ハカキ} (頼業点73行) —— 牆^{カキ} (群書治要卷第五7行)

頼^{カフフルミナラムヤ} (上欄「カウフラムヤ」) (頼業点83行) —— 頼^{カフフルミナラムヤ} (群書治要卷第五15行)

先^{マツセム} (頼業点77行) —— 先^{マツセム} (群書治要卷第五11行)

3、頼業点には読添えられた語(助詞・助動詞・形式語)が、群書治要の同箇所には用いられない。

莒^{ハコノヤ}屬^ヒ (頼業点75行) —— 莒^{キヨ}屬^ヒ (群書治要卷第五9行)

鮮^{スクナヒカカ} (頼業点81行) —— 鮮^{スクナヒ} (群書治要卷第五14行)

4、助字の訓法の変改。

莫^{ナク}之^シ繼^ヒ (頼業点76行) —— 莫^{ナク}之^シ繼^ヒ (群書治要卷第五10行)

致^チ之^シ (頼業点74行) —— 殺^キ之^シ (群書治要卷第五9行)

5、副詞の呼應語の変改。

詳^{コトツヒテ}不^レ (頼業点78行) —— 伴^{イッハテ}不^レ (群書治要卷第五12行)

(伴)

有(レ)終(ル) (頼業点81行) — 有(レ)終(ル) (群書治要卷第五14行)

これらの例では群書治要が呼應語を欠いている。

これらの異同は、右の例示の箇所だけでなく、春秋経傳集解における、頼業の訓法と群書治要卷第五・卷第六所収の教隆の訓法の全體について比較しても同様に認められる所である。¹³⁾

頼業の加點本と金沢文庫本の教隆の書写加點本とは、先述のように訓読においては一致していたから、頼業の加點本と群書治要の教隆愚點本との相違は、金沢文庫本の教隆書写加點本と群書治要の教隆愚點本との相違でもある。即ち、教隆は、金沢文庫本のように、頼業所伝の家説を表記の変改だけで訓読の内容は忠実に伝承することを行う一方において、群書治要のように、伝統的家説に基づいて骨子は従いながら、これを踏まえつつ自説による訓法の変改をも行っているのである。そこに「狭義の鎌倉時代語」の現れる余地がある。

群書治要の現存本四十七巻のうち、教隆が愚點を加えた経部の中には、次のような、「狭義の鎌倉時代語」が用いられている。

(1) 軍旅・自シ歲始草生ニ而出至ニ歲晚一矣 (卷三46行)

(2) 自ニ其父之死一・吾莫ニ与レ比一而事レ君矣 (卷八28行)

(3) 足搏レ距一者武(音)也 (卷八381行)

(4) 無レ奪一・無レ代一 (卷十333行)

(1)は八行に活用する動詞の連体形をヤ行に活用させた用法であり、(2)はナ行変格活用動詞「死ヌ」に完了の助動詞「ヌ」が重なった用法である。(3)は母音[e]が[i]に交替した例であり、(4)は語頭の狭母音音節が脱落した例である。この例は経部に主として見られ、子部にも見られる。群書治要の子部には、八行四段活用動詞の促音便も少なからず見られる。

(5) 何循(ハフシクカテカ) (卷三十三286行) 思(シモシハ) (卷三十八9行)

曰^{イシ} (巻四十三廻行) 行^{フコナテ} (巻四十六廻行)

のようである。群書治要の史部にも次の語が拾われる。

(6) 誠^{シメト}・令^{シメル}ニ斯^シ事^ノ一^ノ竟^ニ上^ニ・則^{シテ}四海^ヲ・誦^シ徳^ヲ・入^ル声^ヲ・熏^ニ天地^ニ (巻二十一廻行)

(7) 年七歳^ニ喪^{シテ}母^ヲ・以^テ社^ヲ日^ヲ亡^{セリ} (音) (巻二十五廻行)

(8) 俱^ニ宮^ニ於^テ秦^ニ (巻十五廻行)

(9) 昔^ニ漢^ニ高^ニ獄^ニ蕭^ニ何^ニ出^テ復^シ志^ヲ相^ト之^ト (巻二十五廻行)

(6)の「令」は、下二段活用的一段化した例とも、助動詞「シム」の連用形に完了の助動詞「リ」の連体形が付いた形とも説かれるもので、いずれにしても中世語としてその例を見る形である。(7)は、推量の助動詞「ウ」の例であるが、文意は過去のことを述べている所であるので、「セリ」などを誤写した可能性がある。しかし、この誤写の背景には、推量の助動詞が、加点者の用語に既に存していたことを窺わせる。(8)は、母音[e]が[i]に交替した例で、(3)と同じ事象である。(9)は、語頭の狭母音音節の脱落した例で、(4)の「奪」に通ずる現象である。

これらは、全四十七巻の言語量から見れば、多いとは言えず、「ウ」のような誤写で現れ出たり、不用意のために使われたりしたと見る余地のものもあるが、教隆のような鎌倉時代の加点者が、家説として伝わった平安時代の訓読文を、漢籍学習の場において、自らの主体的な表現として使い込んでいる、そういう場に現れていることが注目される。

鎌倉時代の訓読文には、群書治要以外にも、狭義の鎌倉時代語が認められる。古文孝経の訓読文については別に指摘した通りである。⁽¹⁴⁾ 漢文訓読文という大きい枠が既にかままっているので、文法や語彙の面よりも、音韻の面により多く「狭義の鎌倉時代語」が見られる。しかし、鎌倉時代の訓読文には、群書治要のような資料も存し、そこに「狭義の鎌倉時代語」の諸種の面が現れ、拾われるのである。

一体、鎌倉時代における漢籍や仏典の訓読は、本文の漢文そのものが、平安時代以来伝承されたものが主であり、従って訓読も平安時代の伝統に従っている。鎌倉時代に日本人によって作成された漢文（日本漢文）でも、その訓読は平安時代以来伝わった訓読文の規範に拘束され、それに基づいている。

いわゆる和化漢文についても同様であつて、微視的にはその文章の性格によって少異はあつても、その訓読の基本となつてゐるのは、平安時代以来の訓読文である。但、和化漢文は、漢籍や仏典に比べて、本文そのものが日本語文の影響を持つていて当代語の反映もあるから、訓読においても新要素の入る余地はある。その中でも、訓読文の規範に強く引かれたものと、比較的によく当代語、特に口頭語を反映させているものがある。古往来でいえば、高山寺本古往来は前者であり、和泉往来は後者である。⁽¹⁵⁾

三、平仮名文の資料について

鎌倉時代の平仮名文は、物語・日記・随筆・和歌など文芸の世界を中心に、王朝文学を引き継ぐ形で盛に行われ、新たに擬古文も生まれ作られた。一方、平仮名の用法が広がつて、仮名書の經典や、平仮名の古文書なども見られるようになるが、これらは、用字は平仮名であつても、文章そのものは平安時代の漢文訓読文や漢文の文書の様式を踏襲しているものである。

文芸の世界では、物語と和歌とがその多くの作品を残している。ここでは先ず、物語について、その享受本を取り上げることにし、「土左日記」を例とする。鎌倉時代には、土左日記の写本として、藤原定家の書写本、その子の為家の書写本、為相の書写本など諸種のものがある。これらは、それぞれの形で、原本の土左日記を鎌倉時代に享受したものである。同時に、為家本の忠実な写しの青谿書屋本を通じて、これが紀貫之の自筆本の臨摹と推定され、土左日記原本の姿を窺ふことの出来る、殆ど唯一の恵まれた資料である。

近年出現した為家本は、鎌倉時代の書写本として、鎌倉時代における言語行為、即ち書き且つ享受したという意味では「広義の鎌倉時代語」の資料である。そして、池田龜鑑博士が青谿書屋本に基づいて推定されたように、為家本が貫之自筆本の忠実な臨摹であつたとすれば、鎌倉時代の為家本と、平安時代の貫之自筆本との関係は、漢文の訓読文における、春秋経傳集解の清原教隆の書写加点了金沢文庫本と平安時代に頼業が加点了本との関係に相通することになる。

為家本の用語は、鎌倉時代の書写に成つたものではあるが、原本の臨摹であるから、平安時代の言語そのものである。これは極めて当然のことである。

しかし、同じ鎌倉時代の書写本でも、為相本になると、事状が異なつてくる。為相本の本文を為家本(青谿書屋本)の本文と比べてみると、多くの異同が認められる。その中で、仮名遣の相違とか、漢字と仮名との相違とかの表記面の異同を除き、語彙・語法についての差異を調べると、凡そ五十数箇所が認められる。その主なものを整理して示すと、次のようになる。(各例とも上段が為相本、下段は青谿書屋本。私に濁点を施す)

(1) 為相本が連体形終止(四例)

(イ) それにたゝはしきやうにてむまのはなむけしたる。

(十二月二十三日)

(ロ) いたづらに日をふればひとくうみをながめつゝある。

(一月十五日)

(ハ) くらきとりのもとにしろきなみをよすとぞいふ。

(一月二十一日)

(イ) これぞたゝはしきやうにてむまのはなむけしたる。

(ロ) いたづらにひをふればひとくうみをながめつゝぞある。

(ハ) くらとりのもとにしろきなみをよすとぞいふ。

(二)をひかせのふきぬるときはゆくふねのほてうちてこ
そうれしかりけれ」とてそのことにつけていへる。

(二月二十六日)

(2)為相本が「いどこ」を用いる。

(ホ)こゝやいどこゝひければ、 (二月二十九日)

(3)為相本が和文語を用いる。青谿書屋本は漢文訓読語。(七例)

(ケ)そのよしいさゝかものにかきつく。(十二月二十一日)

(ト)十三日のあかつきにいさゝかあめふる。(二月十三日)

(チ)みそかにいふべし。(二月一日)

(リ)これかれしるしらぬおくりす。(十二月二十一日)

(ヌ)すみやかにみふねがこがせ給へ、(二月二十六日)

(ル)かゞみのおもてのやうになりぬれば、(二月五日)

(4)為相本が音便や音転化を用いる(十例)

(ヲ)みやこちかくなりぬるよろこびに (二月七日)

(ワ)あしうてゑず。(二月十八日)

(カ)はやうのかみのこ (十二月二十八日)

(コ)ゝるしうこゝろもとなければ、(二月二十日)

(ク)けふからうじて、(二月五日)

(ク)あしくまれいかにまれ、(二月七日)

(二)おひかせのふきぬるときはゆくふねのほてうちてこ
そうれしかりけれ」とぞていけのことにつけてい
る。

(ホ)こゝやいづことゝひければ、

(ケ)そのよしいさゝかにもものにかきつく。

(ト)十三日のあかつきにいさゝかにあめふる。

(チ)みそかにいふべし。

(リ)かれこれしるしらぬおくりす。

(ヌ)すみやかにこがしめたまへ、

(ル)かゞみのおもてのごとなりぬれば、

(ヲ)みやこちかくなりぬるよろこびに

(ワ)あしくてゑず。

(カ)はやくのかみのこ

(コ)ゝるしうこゝろもとなければ、

(ク)けふからくして、

(ク)あしくもあれいかにあれ、

(イ)やなぎおほかり。

(二月十一日)

(イ)やなぎおほくあり。

(ウ)ふねをこぐまゝに

(二月二十二日)

(ウ)ふねをこぐまゝに

(1)の連体形終止というのは、上に係助詞「ぞ」「なむ」「や」「か」とか疑問語とか主格助詞「の」「が」とかが無いのに、連体形で終止する用法であつて、地の文では鎌倉時代など中世から見られ出し、現代日本語の文末終止に用いられるとされるものである。為相本には、この連体形終止が四例見られる。貫之自筆本の臨摹本の青谿書屋本では、その箇所は「ぞ」の結びであつたり、終止形を用いたりしていて、平安時代の規範的用法に適っている。為相本は不用意に「ぞ」を誤脱したとも考えられそうであるが、(イ)の「よする」の用法を合せ考えると、為相の生きた鎌倉時代に行われていた連体形終止がここに現れたと考えられる。為相本の代名詞「いどこ」も中世に見られる語である。貫之自筆本の漢文訓読語を為相本では和文語にしたり、為相本が音便や音転化の形を採用していることによると、単なる誤写として片付けられる問題ではなく、為相の意図的な変改が窺われる。それは、享受者の為相が自ら主体的にこの古典を読み直して、自らの理解の仕方——享受の仕方を示したものと見ることが出来る。そこに、「狭義の鎌倉時代語」が顔を出しているのである。

為相が読み直した本と、原本の臨摹である青谿書屋本との関係は、先に述べた漢文訓読文における、教隆が「愚点」を加えた群書治要本と、家説を忠実に伝えた金沢文庫本との関係に相通ずる。

平仮名文における、物語などの享受本では、為相本のように、平安時代語を忠実に写して伝えたものと、為相本のように、享受者が読み直し、手が加わつたものがあることが知られる。従つて、後者の類に注目すれば、物語などの享受本から、「狭義の鎌倉時代語」を拾うことが可能である。但し、平安時代の物語などでは、成立当時の自筆原本が殆ど残っていないので、転写本から平安時代の成立時の用語か、転写した鎌倉時代の用語かを見分けるには、慎重にして難しい手続が必要となつて来る。

いずれにしても、その言語の基盤は、平安時代語にあるのであって、漢文訓読文の場合に通ずるのである。

次に、平仮名文の、いわゆる「擬古文」についてみるに、「徒然草」で知られるように、その言語の基盤はやはり平安時代語にある。文法上の規範は、平安時代の文法にある。徒然草の本文が「古典文法」の用例に採用されたのも、このことを物語っている。正に「擬古」といわれるゆえんである。但し、その中にも、鎌倉時代語の新しい要素が入っていることは、例えば助動詞「たし」の使用されていることからも知られる所である。⁽¹⁶⁾

和歌の用語の規範が、平安中期の、古今集・後撰集・拾遺集の三代集などにあることは、藤原定家の「詠歌之大概」⁽¹⁷⁾など引くまでもなく、良く知られる。こうして和歌の用語の伝統は後世まで引き継がれた。しかし、鎌倉時代になると、規範外の時代語の影響も僅かながらも見られる。千五百番歌合で、定家が「たし」を使った歌を「左」と判じたのはその一例である。鎌倉時代に「てにをは」⁽¹⁸⁾研究が起つたのも、そのことと関係があろう。その背景には、「狭義の鎌倉時代語」を読みとることが出来ると思われる。

四、片仮名文の資料について

片仮名文は、先に触れたように、片仮名交り文と、漢字交り片仮名文と、純片仮名文とに類別される。純片仮名文は、漢字を交えずに、片仮名だけで表した文章で、実際には和歌の表記に見られる。漢字交り片仮名文は、片仮名を主として書いた中に漢字を交えたもので、当初は平仮名文における平仮名を片仮名に書き換えた資料に見られ——打聞集附載の大和物語や大鏡のようなもの——、後には片仮名交り文と混用するようになる。

この片仮名交り文は、鎌倉時代には、説話や軍記物などの新しい文学作品の文章を表す様式として採用されて、多くの文献が作成された。そのために、片仮名交り文は、鎌倉時代及びその直前の院政期に、急に、日本語を表記する新しい文章様式として登場して来たように思われ勝ちであるが、その源流は既に平安初期にあり、僧侶の世界では、平安時

代を通じて伝えられて来たようである。

平安初期の訓点資料に、訓点注釈文として片仮名交り文の源流が見られることは、既に春日政治博士の指摘された所である。⁽¹⁹⁾平安中期にも、石山寺の淳祐内供の自筆聖教の中に次のような片仮名交り文が見られる。⁽²⁰⁾

大方等大集并念佛三昧經十号隋達摩笈多譯并念佛三昧經六号
ハ此經ノ宋ノ世ノ譯ナ基略セリ略二品也

平安後期にも、次のように、石山寺経蔵に片仮名交り文が残っている。校倉聖教二六函四七号「大威徳念誦次第」の巻末に書かれた応徳元年（一一〇八四）の夢記である。その時の書写である。

応徳元季壬子五月上旬之比夢想、僧円明之所見、從レ空尾ニ重ナルトヒ空ニ遊フ、見此ヲ心ニ思ヒ口ニ言ク、年来所ニ奉持
フ大仏頂ノ八万四千ノ金剛衆、此ヲ落シ給ト云フ、于レ時前墮ヌ、汝ハタソト問フ時ニ、答云、我ハ是レシンセイナリト云
テユルシ給ト云フ時ニ、何ニヲ驗ニテユルスヘキソトイフニ、此驗テトテトコラエサスル時ニユルシツ、其ノ時ニ年来、所
ニ奉持ノトコ件ノトコ両ツラ比ヘテ云ク、コレカ中ニ勝タラムトコハウヘニ□レトイフニ、件トコ古トコノカタハシ一寸
ヲマク、于レ時件ノ新キトコラハ僧慶舜ニワタシツトミル

其時ニハ僧慶舜ハ八幡宮籠リ、然ニ本房ニシテ見ニ此事ニ

平安中期と平安後期の片仮名交り文は、今日にまで伝えられ世に知られているものとしては多くはないが、このような表記が、平安初期以来、僧侶の世界では伝えられており、この伝統が、院政期を経て鎌倉時代にも伝わったものと見られる。

私は、京都などの古寺に伝わる文献の中から、鎌倉時代以前の「片仮名文」資料をも注意して集めて来た。一寺院の片仮名文の全容について、ほぼ調査が終つたのは、大津の石山寺と京都の高山寺である。ここでは、それらをもとに、鎌倉時代の「片仮名文」について眺めてみる。

石山寺の経蔵からは、鎌倉時代以前の「片仮名文」資料を一〇六点見出している。それらを整理し分析した小考は別に報告した⁽²⁾ので詳しくはそれを参照されたいが、僧侶の世界では、片仮名交り文が、注記、作法・次第、日記、聞書、口伝、表白、祭文、消息、奥書など多種にわたって使われている。その主流を成しているのは、表記形態や用語・語法などから見て、平安初期に訓点の注釈として起った、片仮名交り文である。このことは、その言語の基盤が、平安時代の漢文訓読文にあることを意味するものである。

所謂「和漢混淆文」として、説話や軍記物を表すのに採用された文章というのは、この僧侶の世界における伝統的な片仮名交り文をもとに、和文語要素が、恐らく漢字交り片仮名文の混淆などを通して、入り込んだものと考えられる。従って「片仮名交り文」と「和漢混淆文」とは、それぞれに用いられた用語の性格が基本的に異なるのであって、片仮名交り文が総て和漢混淆文であるとは限らないのである。

その和漢混淆文の用語には、漢文訓読語と和文語の他に、当代の所謂「俗語」が入っているといわれる。この「俗語」の性格を「狭義の鎌倉時代語」という立場から検討してみようと思う。

その「俗語」がどういう場面に現れて来るか、という点から見ると、会話の部分やそれに準ずる所で、平安時代以来伝来の片仮名交り文の型には縛られない所に、比較的に良く現れている。

先に掲げた、応徳元年の夢記では、「トイフニ、『此驗テ』トテトコヲエサスル時ニ」とある「驗テ」が「ニ」の省記でないとするれば、格助詞「デ」と見られ、それが会話文の中で使われていることになる。石山寺蔵の鎌倉時代の「片仮名文」の中から、「狭義の鎌倉時代語」を取り出して示すと、次のようである。

(1) 連体形終止

- ・ 但明恵上人ハ速成本尊身ト被唱ケルトソ承及候 (問答要決一、正応元〜四年写)
- ・ 手ニ手ヲカケラレタリケルト一上人被語申云、(三宝院院号口決、徳治三年写)

(ii) 「マラス」の使用

- ・ 淳祐内供一分アタリ悦テイワク石山建立シテコノ御クシヲ安置シテ大師御躰ヲアカマラスルヨシヲ深存タマイケリト云、(高野山記、嘉元々年写)

(iii) 格助詞「デ」

- ・ 或伝ニハ白金ヲ作ト云、(pat. sari) 壽ム野ヲ登ル事、鎌倉後期写)

一〇六点の「片仮名文」の言語量に比べて、「狭義の鎌倉時代語」は多いとはいえないが、それが現れている箇所は、会話を引用した部分が主である。特に「口伝」や「聞書」という類の文献に、良く見られるのである。

高山寺蔵の鎌倉時代以前の片仮名交り文のうち、奥書に書写等の年月日のある文献は、計二九七点が数えられる。その目録については、別に示した所である。⁽²²⁾片仮名交り文が殆どであり、用語・語法は平安時代の訓点注釈文の伝統が強く、「狭義の鎌倉時代語」は意外に少ないのである。但、そういう中で、「康治元年十一月六日記」(重文第三部二一九号、康治元年(一一二四)、英仁書写本)は、用語が他の片仮名交り文と比べて特異であり、「狭義の鎌倉時代語」が比較的良く見られる。

- ・ 師曰 高杯ニハ可置トモ (略) 為ルヤラム散米ハ小土器ニ塵許テ有也

・ 問 經三巻読ム心何 師曰 經ニ三巻トハ云タレト一時ニ何巻ナト常テソソ読ム
 のようである。文章全体が問答形式であり、会話を主としているものである。

所謂和漢混淆文で、軍記物として鎌倉時代を代表する、延慶本平家物語を見ると、会話文にだけ用いられて、地の文には用いられていない語群がある。助詞・助動詞・連語について、会話文(思惟文を含む)と地の文に分けて、その使用数を示したのが、次頁の表である。

このうち、助動詞「タ」について、六例中の二例を左に例示する。

・根井又立出テ使ノ雑色ニ「猫殿ノ参リタトハ何事ソト云御料ニシカラセ給」ト云ケレハ(四、三六ウ2)
 ・木曾「何カケケ時ニマイタニ物マヒラセテハ可有無塩平草モアリツトク」ト云ケレハ(四、三六ウ10)
 木曾義仲の会話の中で用いられていて、良く知られる所である。他の諸語の例については別稿に示した通りである。⁽²³⁾

地の文	会話文 思惟文	ムズ	バシ	ナ(間投)	ソ(禁止)	タシ	タ	ウ	ナムジ	ドコ	コサンナレ コサンメレ	サルニテモ	ナニシニ
0	374												
0	10												
0	25												
0	1												
0	37												
0	6												
0	9												
0	1												
0	1												
0	7 26												
0	11												
0	4												

これらの語群の中には、「ムズ」「ナ(念押しの間投助詞)」「サルニテモ」「ナニシニ」のように、既に平安時代から会話文の中に使用せられて来たものもあるが、「バシ」「禁止ソ」「タシ」「タ」「ウ」「ナムジ」「ドコ」「コサンナレ」「コサンメレ」のように、平安時代の古代語には見られないとされる。「狭義の鎌倉時代語」が存し、それが会話文の中に用いられているのである。

延慶本平家物語では、「ムズ」から「ナニシニ」に至る十二項の語・語句が、会話文に偏って用いられていたが、鎌倉時代の「片仮名文」の中には、これらの語が、地の文・会話文を問わず文章全体の中に用いられている文献がある。次の諸文献であり、それぞれ括弧内に示した語が文章中に用いられている。⁽²⁴⁾

- 草案集(ムズ・ウ・ドレ・サルデハ)、諸事表白(ムズ・ウ・ドン・コサンメレ)、却癡忘記(ムズ・バシ)、
- 光言句義釈聴集記(ムズ・バシ・ナ・タシ・ドコ)、仏光観聞書(ムズ・タ・ウ)

これらの文献は、その文章全体が、会話基調から成っているものである。例えば、却癡忘記は、明恵の弟子長円が、その師の日常の教訓や談話の聞書を記したものであって、上人入滅後三年を経た文暦二年(一二三五)に、その言葉の癡忘

を恐れて思出すままに忠実に、書留めたものであり、高山寺経蔵に、長円の自筆原本が残っている。談話の内容は、話の折の述懐、日常の文言、幼時の思い出、和歌作法の心構え、学問についての考え、自然観などで、これに長円の私詞も「是常仰也」など交えている。

右に掲げたような文献には、「狭義の鎌倉時代語」が他種の文献よりも多く見られるので、「狭義の鎌倉時代語」の研究には最も有効な資料と認められるのである。

五、終りに

以上、鎌倉時代語を研究する場合、これを「広義の鎌倉時代語」と「狭義の鎌倉時代語」とに分けることを述べ、これを(一)漢文訓読文、(二)平仮名文、(三)片仮名文について検討して来た。ここでは、「狭義の鎌倉時代語」を取り上げるとすれば、どのような所に着目して、それを拾い集めたら良いか、又それが「広義の鎌倉時代語」とどのような関係にあり、どう位置づけられるべきかについても触れた。真の鎌倉時代語の研究の方法としては、この両者の総合の上に立つことが肝要と考えられる。

ここで、この方法に拠る場合、考えておかなければならない二つの事柄に言及する。

第一は、この方法は、言語の複層性を考える問題に連なることである。国語史の研究では、如何なる時代の言語でも、多かれ少なかれ、言語の複層性の問題を宿命的に抱えている。特に、鎌倉時代の言語は、早くから、文語と口語とが分れる時代の言葉」と言われて来ただけに、この複層性の問題は深刻であり、それを解きほぐすための方法を考えることが必須となるのである。

第二は、現存して我々の目に触れている文献に対する絶対評価への戒めである。鎌倉時代の現存文献は、平安時代以前の現存文献に比べると、量が多い。その多量の文献から得られた言語情報が、鎌倉時代の言語の総てであると考えて

しまうことへの危懼である。確かに、現存文献によれば、「狭義の鎌倉時代語」は、全体の遺存量に比べると、多いとは言いがたい。しかし、遺存しなかった文献、或いは、特に文字に表記されなかった言語——日常口頭語——というものがあることも事実である。「狭義の鎌倉時代語」は恐らく、この日常口頭語を基盤として、それが文献に現れた、恰も水山の海上部分の如くに顔を出した言語と考えられる。

鎌倉時代には、文字表現においては、今まで見て来たように、平安時代語の規範力が強く働いている。特に毛筆の文献においては顕著である。従つて、漢文訓読文にせよ、平仮名文にせよ、片仮名交り文にせよ、平安時代の伝統を背負つて、表現され表記された毛筆文献では、勢い、平安時代語の規範に拘束されることになる。そういう文献の多さに幻惑されることになる、鎌倉時代語の眞の全体像を見失うことになる。但し、文字にならなかつた当代の言語を追究することは至難の技であるが、口頭語の考究は、その性格を持った文献の発掘や既存資料の再検討によつて、その可能性はある。特に、近時次々と発見され出している角筆文献が有力な資料となりうるであろう。

以上、小稿において、私は、鎌倉時代語の全体像を大きく把えて概念図を描いてみるべく、その研究方法について卑見を述べて来た。今後は、この方向のもとに、個々の文献について、その文献の言語の性格を考えると共に、文字・表記、文法、語彙などの各面から精細に分析し検討することが肝要であり、それらの具体的な裏付けを得ることによつて、この方法の可否を確かめなければならぬと考えている。

注

- (1) 山田孝雄博士が、国語史の最初の単行書として、文法について、大正二年に『奈良朝文法史』と『平安朝文法史』を、翌大正三年に『平家物語の語法』を公刊したことを指す。次いで、湯沢幸吉郎博士が『室町時代言語の研究』（昭和四年）、『徳川時代言語の研究』（昭和十一年）、『江戸言葉の研究』（昭和二十九年）を公刊して、文法についての時代別記述の方向が定まつた。

- (2) 鎌倉時代語研究会編『鎌倉時代語研究』第一輯、第二輯に収められた、金子彰氏作成の「鎌倉時代語研究文献目録稿」によ

って知ることが出来る。

- (3) 次の文献についての総索引を作成し、その考察を行い、公刊して来た。
- ① 小林芳規・神作光一・王朝文学研究会編『梁塵秘抄總索引』(昭和四十七年七月、武蔵野書院刊)、「王朝文学」第四号(梁塵秘抄特集号、昭和三十五年八月)。
- ② 小林芳規編『法華百座聞書抄總索引』(昭和五十年三月、武蔵野書院刊)、「王朝文学」第八号(法華百座聞書抄特集号、昭和三十八年五月)。
- ③ 小林芳規編『高山寺本古往来一』(本文篇、索引篇、他に研究篇に「国語史料としての高山寺本古往来」を執筆)(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往来表白集』の内、昭和四十七年三月、東京大学出版会刊)。「王朝文学」第十二号(高山寺蔵古往来特集号、昭和四十年十一月)。
- ④ 小林芳規・柳田征司・佐々木峻・沼本克明・三保忠夫・菅原範夫・金子彰、他二氏編「光言句義釈聴集記」(本文、総索引)(高山寺資料叢書第七冊『明恵上人資料第二』の内、昭和五十三年三月、東京大学出版会刊)。
- ⑤ 小林芳規・柳田征司・佐々木峻・沼本克明・三保忠夫・菅原範夫・金子彰編「高山寺蔵論語」(本文篇、索引篇、他に解題を執筆)(高山寺資料叢書第九冊『高山寺古訓点資料第一』の内、昭和五十五年二月、東京大学出版会刊)。
- ⑥ 築島裕・小林芳規編『中山法華三教指帰注総索引及び研究』(昭和五十五年八月、武蔵野書院刊)。
- (4) 拙稿「鎌倉時代語研究の課題」(『鎌倉時代語研究』第十輯、昭和六十二年五月)。
- (5) 幕府が相模国鎌倉に置かれた時代で、元弘三年(一一三三)の鎌倉幕府滅亡に終る。始期には諸説があり、文治元年(一一八五)の守護・地頭設置に求める説が有力であるとされる。
- (6) 築島裕「鎌倉時代の言語体系について」(『国語と国文学』昭和四十九年四月)。
- (7) 岡田希雄「名語記所見の鎌倉時代語」(『勉誠社刊「名語記」附載論文』)。
- (8) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要特集号』昭和四十六年三月)。
- (9) 清原教隆の経歴については、拙稿「金沢文庫本群書治要の訓点」(『古典研究会叢書、漢籍之部15『群書治要』第七冊に附載の解題、平成三年八月)を参照。
- (10) 金沢文庫本春秋経傳集解三十巻の各巻末にある奥書の全文については、拙著^{平安鎌倉}漢籍訓読の国語史的研究(昭和四十二年三月、東京大学出版会刊)に附載の「漢籍古点本奥書識語集」に掲げられている。
- (11) 表記面の異なる具体例は、注(9)の拙稿に掲げられているので、参照されたい。

- (12) 注(10)所引の拙著、第五章第四節「明経道二家の訓法」参照。
- (13) 注(10)所引の拙著一二六八頁。
- (14) 拙稿「訓点資料に現れた中世語について」(広島大学文学部紀要第三十二巻一号、昭和四十八年一月)。
- (15) 拙稿「和化漢文における口頭語資料の認定」(鎌倉時代語研究第十二輯、平成元年七月)。
- (16) 徒然草には、七十三段の「いひたきまゝに語(り)なして筆にも書(き)とゝめぬればやがて又定りぬ」など計七例が見られる。
- (17) 「詠歌之大概」に「殊可_レ見習_二者古今・伊勢物語・後撰・拾遺・三十六人集之内殊上手歌可_レ懸_二心(略)染_二心於古風_一習_二詞於先達_一者誰人不_レ詠_レ之哉」とある。
- (18) 鎌倉初期建仁元年(一一〇一)に行われた千五百番歌合の藤原季能の歌の「心しりたき秋のよの月」に対する、定家の判詞に「左しりたきといへる雖_レ聞_二俗人之語_一未_レ詠_二和歌之詞_一也」とある。
- (19) 春日政治『題本金光明最勝王經古点の国語学的研究 研究篇』第六語法、一九、片仮名交り文。同「片仮名交り文の起源について」(「古訓点の研究」再収)。
- (20) 書陵部蔵「四分律音義」紙背聖教。汲古書院刊「古辞書音義集成」第二巻「四分律音義」の解題に、築島裕博士が指摘されている。
- (21) 拙稿「石山寺蔵の片仮名交り文について」(「石山寺の研究 深密蔵聖教篇下」法蔵館、平成四年二月刊)。
- (22) 拙稿「高山寺経蔵片仮名交り文書目稿第一篇平安時代篇(有年紀本)」(昭和六十三年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集。平成元年三月)。
- 小林芳規・佐々木峻・菅原範夫・金子彰・山本真吾「高山寺経蔵鎌倉時代片仮名交り文資料書目稿(有年紀本)」(平成元年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集。平成二年三月)。
- (23) 拙稿「鎌倉時代の口頭語の研究資料について」(「鎌倉時代語研究」第十一輯、昭和六十三年八月)。
- (24) 各文献における、括弧内の語の使用例は、注(23)文献に掲げたので参照されたい。
- 〔附記〕 本稿は、平成三年十一月十日、鳥取大学における、国語学会中国四国支部大会の公開講演の発表原稿に基づき、成稿したものである。